

ID: 277

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第17条第1項
例規番号	平成17年条例第158号
<p>【根拠条文】 (家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は、第12条第3項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日(第29条第1項又は第34条第1項の明渡し請求があったときは明渡し期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の明渡しの請求があったときは請求のあった日)まで徴収する。</p> <p>2 入居者が第38条に規定する手続きを経ないで町営住宅を立ち退いたときは、町長がその事実を知った日を明け渡した日とみなす。</p> <p>3 家賃は、月額とし、使用の期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>4 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で明け渡した場合は、町長の指定した期日までに納付するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第15条、第36条及び第37条の規定による。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、前条の申し出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第37条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	
備考	

設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日